

【中国】行政強制法の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 行政強制法が2011年6月30日に第11期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で採択、7月1日の公布を経て、2012年1月1日に施行される。これにより、従来から行政機関による濫用が問題となっていた行政強制の規定・実施の原則が定められた。

制定の背景

行政強制とは、行政機関が私人の身体又は財産に実力を行使し、行政上必要な状態を実現することである。中国では、行政強制に関する法制が整備されておらず、行政強制の規定は、法律のほか、国務院が制定する行政法規、省級人民代表大会及びその常務委員会が制定する地方性法規、国務院の各部・委員会や省級政府が制定する行政規則、さらに、行政規則より下位の、各行政機関が制定する決定、命令等によっても定められており、いわば濫発、濫用の状態にあった。また行政強制の実施の主体、手続等が定められていないため、行政強制が恣意的に、あるいは強権的に行われ、公民、法人等の権利を損なう場合も多かった。こうした状況の下で、行政強制の規定、実施についての法制化が必要とされ、1999年3月に全国人民代表大会法制委員会は草案の作成作業を開始し、2005年12月24日に第10期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で第1回の審議が開始された。しかし、公民の権利の保護と行政強制の適正な執行とをいかに確保するのかが難題であり、草案の修正を重ね、通常は3回とされる審議を5回行い、2011年6月30日に行政強制法（以下「法」）が採択された。

行政強制法の概要

法は、第1章総則、第2章行政強制の種類及び規定、第3章行政強制措置の実施手続、第4章行政機関の強制執行手続、第5章人民法院への強制執行申請、第6章法的責任、第7章附則の全7章71か条で構成されている。概要は次のとおりである。

・行政強制法制定の目的及び定義

行政強制の規定及び実施を規範化し、行政機関が職務を履行することを保障・監督し、公共の利益と社会秩序を維持し、公民、法人等の権利を保護することを目的とする（第1条）。行政強制には行政強制措置と行政強制執行とがある。行政強制措置とは、行政機関が行政管理の過程で違法行為の防止、危害発生防止等のために、公民の人身の自由に一時的な制限を加え、又は公民、法人等の財物を一時的に支配する行為をいい、行政強制執行とは、行政機関又は行政機関の申請を受けた人民法院が行政決定を履行しない公民、法人等に対し強制的に義務を履行させる行為をいう（第2条）。

・行政強制措置

行政強制措置の種類には、①公民の人身の自由の制限、②場所、施設又は財物の差

押え（現地で封印する）、③財物の差押え（他の場所に移し保管する）、④預金・送金の凍結、⑤その他がある（第 9 条）。具体的な行政強制措置は、他の法律で規定するが、法律が制定されておらず、かつ国务院の行政管理の職権に属する事項は、行政法規により、第 9 条の①、④及び法律で規定すべき措置以外の行政強制措置を定めることができる。法律及び行政法規が制定されておらず、かつ地方の事務に属する事項は、地方性法規により第 9 条の②及び③の行政強制措置を規定できる。法律、行政法規及び地方性法規以外の法令では行政強制措置を定めることはできない（第 10 条）。法律が行政強制措置の対象、条件等を定めている場合には、行政法規及び地方性法規は、それを拡大した規定を定めてはならない（第 11 条）。

行政強制措置の実施は法律、法規が定める行政機関が行い、行政強制措置の権限を委任することはできない。また、行政機関の資格を有する執行職員により実施されなければならない（第 17 条）。一般的な実施手続として、実施前に行政機関の責任者に報告し許可を得ること、2 名以上の執行職員で実施すること、当事者への権利・救済等の教示、当事者からの陳述・釈明の聴取、現場調書の作成等の詳細を規定する（第 18 条）。そのほか、差押え（第 22 条～第 28 条）、預金・送金の凍結（第 29 条～第 33 条）の実施手続等についてそれぞれ定められている。

・行政強制執行

行政強制執行の種類には、①過料又は滞納金、②預金・送金の振替、③差し押さえた場所、施設又は財産の競売又は法に基づく処理、④妨害の排除及び原状回復、⑤代執行、⑥その他がある（第 12 条）。行政強制執行は法律により定められるが、法律に行政機関による強制執行の規定がない場合には、行政決定をした行政機関が人民法院に強制執行の申請をしなければならない（第 13 条）。

行政機関は強制執行の決定の前に、当事者に督促状を送り義務の履行を促さなければならない（第 35 条）。当事者は督促状を受領した後、陳述と弁明を行う権利を有し、行政機関はその意見を聴取し、根拠がある場合には、受け入れなければならない（第 36 条）。期限を過ぎても当事者が義務を履行せず、かつ、正当な理由がない場合には、行政機関は強制執行の決定を下すことができる（第 37 条）。そのほか、強制執行を中断又は終結する事由（第 39～第 40 条）や、金銭支払義務の執行（第 45 条～第 49 条）及び代執行（第 50 条～第 52 条）の手続が定められている。

・人民法院への強制執行の申請

当事者が法定期限内に行政再審の申請、行政訴訟を提起せず、また行政決定を履行しない場合には、行政強制執行権を有しない行政機関は、期限満了日から 3 か月以内に人民法院に強制執行の申請をすることができる（第 53 条）が、人民法院に申請する前に、当事者に対し義務の履行を督促しなければならない（第 54 条）。

参考文献（インターネット情報は 2011 年 7 月 20 日現在である。）

・中华人民共和国行政强制法

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201107/20110700344081.shtml>>